

# 静岡県立大学大学院外国人留学生規程

平成19年4月1日 規程第79号

最終改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第18条の規定に基づき、静岡県立大学大学院（以下「本大学院」という。）に入学する外国人留学生に関し、選考その他必要な事項を定めるものとする。

(外国人留学生)

第2条 この規程において、外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者で、教育を受ける目的をもって入国し、本大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程又は薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程に入学を許可された者をいう。

(入学許可)

第3条 外国人で、大学院生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、研究科委員会又は学府委員会の選考を経て、学長が外国人留学生として入学を許可する。

(入学資格)

第4条 修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 日本において大学を卒業した者
- (3) 日本において大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績で修得したものと学長が認めた者
- (4) その他の大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

2 博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 日本において修士の学位を習得した者
- (3) 日本において大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- (4) その他修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、一般志願者と同じ方法で行う。ただし、これにより難

い事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

(入学者等の取扱い)

第6条 前条ただし書きの規定により入学を許可された外国人留学生については、定員外とすることができる。

2 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する外国人留学生の取扱いは、研究科委員会又は学府委員会の定めるところによる。

(入学の出願)

第7条 入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添え、研究科長又は学府長を経て、学長に願出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 健康診断書

(3) 写真

(4) 最終学校の学業成績及び卒業(修了)証明書

(5) その他指定する書類

(国費による外国人留学生の入学検定料等)

第8条 日本の国費による外国人留学生の入学検定料、入学料、授業料等は徴収しない。

(細則)

第9条 学長は、この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関する細則を定めることができる。

(準用)

第10条 静岡県立大学学則及び本大学院学則中、学生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。